議案第23号

小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について

小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年小松島市条例第39号)の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月3日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年小松島市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との 連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等につ いて周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取 組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するとき は、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把 握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならな い。
 - 第10条第3項各号列記以外の部分中「徳島県」を「都道府県知事又は地

方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若 しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知 するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければ ならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「,職員に対し,感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 令和5年4月1日から当分の間,第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(採用の日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者であって、放課後児童健全育成事業者がその者に係る研修計画を策定するものを含む。)」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 - (安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間,この条例による 改正後の第6条の2の規定の適用については,同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と,同条第2項中「実施しな

ければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。